

改正

平成26年3月28日規則第2号

平成28年3月30日規則第6号

平成30年3月30日規則第8号

令和3年3月24日規則第7号

令和4年3月25日規則第5号

桜井市工場誘致条例施行規則

桜井市工場誘致条例施行規則（昭和38年2月桜井市規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、桜井市工場誘致条例（平成24年3月桜井市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（指定申請）

第3条 条例第5条第1項の規定により指定企業として市長の指定を受けようとする企業は、指定企業申請書（第1号様式）に、別表第1の左欄に掲げる交付を受けようとする奨励金の種類に応じそれぞれ中欄及び右欄に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、書類の一部を省略することができる。

2 指定企業の指定の申請は、次の各号に掲げる交付を受けようとする奨励金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して90日以内に行わなければならない。

（1） 企業立地奨励金 工場等の建設請負工事の契約日又は売買契約日

（2） 賃貸施設設置奨励金 賃貸施設の建設請負工事の契約日又は売買契約日

（3） 賃貸施設入居奨励金 賃貸施設の賃貸借の契約日

（4） 埋蔵文化財発掘奨励金 工場等又は賃貸施設の建設請負工事の契約日

（5） 雇用奨励金 工場等の建設請負工事の契約日若しくは売買契約日又は賃貸施設の賃貸借の契約日

（指定通知）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、遅滞なく条例第7条に規定する桜井市工場誘致審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、その結果を踏まえ、指定企業として指定するときは指定企業指定通知書（第2号様式）により、指定しないときは指定企業不指定通知書（第3号様式）により、当該申請をした企業に通知するものとする。

（操業開始の届出）

第5条 前条の指定企業指定通知書を受けた指定企業は、当該指定の要件となる工場等又は賃貸施設において操業を開始したときは、当該操業の開始の日から30日以内に、操業開始届出書（第4号様式）によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の操業開始届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定により交付された検査済証又は同法第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し

（2） 操業の際、法令に基づく許可、登録等が必要となる場合にあつては、当該許可、登録等を受けていることを証する書類の写し

（審査会）

第6条 審査会は、別表第2に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 審査会に会長及び副会長を置き、会長は副市長を、副会長はまちづくり部長をもって充てる。

- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 6 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 9 審査会の庶務は、まちづくり部商工振興課において行う。

(奨励金の交付申請)

第7条 条例第10条第1項の規定により奨励金の交付を受けようとする指定企業は、交付時期ごとに奨励金交付申請書（第5号様式）に、別表第3の左欄に掲げる奨励金の種類に応じそれぞれ中欄及び右欄に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、市長が特に必要と認める場合には、書類の一部を省略することができる。

(奨励金の交付決定)

第8条 市長は、条例第10条第2項の規定による審査を行い、奨励金の交付を決定したときは奨励金交付決定通知書（第6号様式）により、奨励金の不交付を決定したときは奨励金不交付決定通知書（第7号様式）により、当該指定企業に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第9条 指定企業は、前条の規定による奨励金の交付の決定の通知があったときは、当該通知書を受け取った日から30日以内に、市長に対して、奨励金交付請求書（第8号様式）により奨励金を請求するものとする。

(変更の届出等)

第10条 条例第11条第1項の規定による変更の届出は、当該事由が発生した日から14日以内に、次の各号に掲げる場合に依りそれぞれ当該各号に定める届に変更内容等を示す書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 指定企業が条例第11条第1項第1号又は第2号に該当する場合 指定企業承認事項変更届（第9号様式）

(2) 指定企業が条例第11条第1項第3号に該当する場合 操業休止・廃止届（第10号様式）

(指定の取消し等)

第11条 市長は、条例第12条第1項の規定により指定又は奨励金の交付の決定を取り消したときは、指定・奨励金交付決定取消通知書（第11号様式）により当該指定企業に通知するものとする。

2 市長は、条例第12条第2項の規定により奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還命令書（第12号様式）により行うものとする。

(承継の申請等)

第12条 条例第13条に規定する指定企業の地位を承継しようとする者は、指定承継申請書（第13号様式）に承継の事実を証する書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に規定する申請を受理したときは、速やかに審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、指定承継認定通知書（第14号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の桜井市工場誘致条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の第3条第1項の規定による指定の申請があった工場等について適用し、同日前に改正前の第2条の規定による指定

の申請があった工場については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月28日規則第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日規則第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月24日規則第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月25日規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の第 1 条から第77条までの規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

別表第 1（第 3 条関係）

奨励金の種類	個別の添付書類	共通の添付書類
1 企業立地奨励金	(1) 工場等の位置図及び配置図 (2) 工場等の事業計画の概要書 (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第2号に規定する建築計画概要書及び概要図 (4) 事業用地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し (5) 工場等の建設に関する工事請負契約書又は売買契約書の写し (6) 投下固定資産額の明細又はその予定額を記載した書類	(1) 法人の履歴事項全部証明書（個人にあっては、住民票の写し） (2) 定款又はこれに準ずるもの (3) 印鑑証明書 (4) 過去3年度分の決算書（個人にあっては、所得税の確定申告書）の写し (5) 過去3年度分の国税、県税（奈良県税の課税がない年度にあっては、主たる事業所等が存する都道府県の税）及び市税（桜井市税の課税がない年度にあっては、主たる事業所等が存する市町村の税）の納税証明書 (6) 中欄に規定する契約書等の内容に変更があった場合は、当該変更内容がわかる書類の写し（変更契約書等の写し） (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
2 賃貸施設設置奨励金	(1) 賃貸施設の位置図及び配置図 (2) 賃貸施設を建設又は購入した企業の事業内容が記載された書類 (3) 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し又は建築基準法施行規則第1条の3第2号に規定する建築計画概要書及び概要図 (4) 事業用地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し (5) 建物賃貸借契約書の写し (6) 賃貸施設の建設に関する工事請負契約書又は売買契約書の写し (7) 投下固定資産額の明細又はその予定額を記載した書類	
3 賃貸施設入居奨励金	(1) 工場等の事業計画の概要書 (2) 建物賃貸借契約書の写し	
4 埋蔵文化財発掘奨励金	(1) 工場等又は賃貸施設の位置図及び配置図 (2) 事業用地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し (3) 埋蔵文化財発掘調査の業務委託契約書の写し (4) 投下固定資産額の明細又はその予定額を記載した書類	
5 雇用奨励金	(1) 常用雇用者（条例別表第1の5の項に規定する1年以上継続して雇用した常用雇用者をいう。以下同じ。）の数を明記した雇用計画書 (2) 建物賃貸借契約書の写し	

別表第2（第6条関係）

副市長
理事
市長公室長
総務部長
環境部長
都市建設部長
まちづくり部長
教育委員会事務局長
上下水道部長

別表第3（第7条関係）

奨励金の種類	個別の添付書類	共通の添付書類
1 企業立地奨励金	(1) 工場等での事業内容が記載された書類 (2) 前年度の固定資産税のうち、条例別表第2の指定要件となった工場等に係る部分を判別できる書類	(1) 前年度の市税の納税証明書 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
2 賃貸施設設置奨励金	(1) 賃貸施設を建設又は購入した企業の事業内容が記載された書類 (2) 前年度の固定資産税のうち、条例別表第2の指定要件となった工場等に係る部分を判別できる書類	
3 賃貸施設入居奨励金	工場等における事業内容が記載された書類	
4 埋蔵文化財発掘奨励金	埋蔵文化財発掘調査に要した費用が記載された書類	
5 雇用奨励金	(1) 常用雇用者の名簿 (2) 常用雇用者の住民票の写し（当該常用雇用者を新たに雇用した日から起算して1年を経過した日以後に交付されたものに限る。） (3) 雇用保険者証の写し (4) 常用雇用者について1年以上継続して雇用していたことを証する書類	

第1号様式（第3条関係）

第1号様式(第3条関係)

(企業立地奨励金・賃貸施設設置奨励金・賃貸施設入居奨励金・埋蔵文化財発掘奨励金用)

年 月 日

(宛先)桜井市長

企業の名称

主たる事業所の所在地

代表者氏名

指定企業申請書

指定企業の指定を受けたいので、桜井市工場誘致条例第5条第1項及び桜井市工場誘致条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

奨励金の種別	企業立地奨励金・賃貸施設設置奨励金 賃貸施設入居奨励金・埋蔵文化財発掘奨励金
工場等の所在地	桜井市
担当者氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	
事業用地の面積	m ²
操業開始予定年月日	
工場等の営業年度	月 日から 月 日まで
工場等の概要	別紙概要書のとおり

本申請にあたり、必要に応じ市税の課税状況及び納付状況を調査することに同意します。

署名_____

(雇用奨励金用)

年 月 日

(宛先)桜井市長

企業の名称
主たる事業所の所在地
代表者氏名

指定企業申請書

雇用奨励金に係る指定企業の指定を受けたいので、桜井市工場誘致条例第5条第1項及び桜井市工場誘致条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

工場等の所在地	桜井市大字
担当者氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	
操業開始予定年月日	
工場等の営業年度	月 日から 月 日まで
常用雇用者数(予定)	
雇用奨励金に係る 常用雇用者数(予定)	
事業施設の概要	別紙概要書のとおり

本申請にあたり、必要に応じ市税の課税状況及び納付状況を調査することに同意します。

署名_____

第 年 月 日 号

様

桜井市長



指定企業指定通知書

年 月 日付け指定企業指定申請について、審査を行った結果、適当と認められるので、桜井市工場誘致条例第5条第1項の規定により指定企業に指定することとし、桜井市工場誘致条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、【企業立地奨励金・賃貸施設設置奨励金・賃貸施設入居奨励金・埋蔵文化財発掘奨励金・雇用奨励金】の交付にあたっては、【企業立地奨励金・賃貸施設設置奨励金・賃貸施設入居奨励金・埋蔵文化財発掘奨励金・雇用奨励金】の交付申請を行い、市長の交付決定を受けることが必要となります。

記

1 指定番号 桜井市指定 第 号

2 条 件

第 号
年 月 日

様

桜井市長



指定企業不指定通知書

年 月 日付け指定企業指定申請について、審査を行った結果、下記の理由により適当と認められないので、桜井市工場誘致条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

記

理 由

（教示）

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、桜井市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定に対する処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、桜井市を被告として（訴訟において桜井市を代表する者は桜井市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした後に処分取消しの訴えを提起する場合は、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内が出訴期間となります。

年 月 日

（宛先）桜井市長

企業の名称

主たる事業所の所在地

代表者氏名

操業開始届出書

桜井市工場誘致条例第5条第1項による指定企業の指定を受けた工場等において、
年 月 日に操業を開始したので、桜井市工場誘致条例施行規則第4条第2項の規定
により届け出ます。

年 月 日

（宛先）桜井市長

企業の名称

主たる事業所の所在地

代表者氏名

奨励金交付申請書

年度分の企業立地奨励金・賃貸施設設置奨励金・賃貸施設入居奨励金・埋蔵文化財発掘奨励金・雇用奨励金の交付を受けたいので、桜井市工場誘致条例第10条第1項及び桜井市工場誘致条例施行規則第6条の規定により申請します。

記

交付申請額

円

第 号
年 月 日

様

桜井市長



奨励金交付決定通知書

年 月 日付け奨励金交付申請について、審査を行った結果、適当と認められるので、桜井市工場誘致条例第10条第2項により奨励金の交付を決定し、桜井市工場誘致条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 指 定 番 号 桜井市指定 第 号

2 交付決定額 円

3 条 件

第 号
年 月 日

様

桜井市長



奨励金不交付決定通知書

年 月 日付け奨励金交付申請について、審査を行った結果、下記の理由により適当と認められないので、桜井市工場誘致条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 指 定 番 号 桜井市指定 第 号

2 理 由

（教示）

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、桜井市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定に対する処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、桜井市を被告として（訴訟において桜井市を代表する者は桜井市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした後に処分取消しの訴えを提起する場合は、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内が出訴期間となります。

年 月 日

(宛先)桜井市長

企業の名称
主たる事業所の所在地
代表者氏名 印

奨励金交付請求書

企業立地奨励金・賃貸施設設置奨励金・賃貸施設入居奨励金・埋蔵文化財発掘奨励金・雇用奨励金を受けたいので、桜井市工場誘致条例施行規則第8条の規定により請求します。
なお、企業立地奨励金・賃貸施設設置奨励金・賃貸施設入居奨励金・埋蔵文化財発掘奨励金・雇用奨励金については、下記の口座に振り込むよう依頼します。

記

1 奨励金請求金額 円

2 振込先

金 融 機 関 名			支 店 名				
銀行・金庫 組合・農協			支店				
預 金 種 目	口 座 番 号						
普 通 ・ 当 座							
口 座 名 義 (カタカナでご記入ください。)							

年 月 日

（宛先）桜井市長

企業の名称

主たる事業所の所在地

代表者氏名

指定企業承認事項変更届

年 月 日付け指定企業の指定・奨励金の交付の申請内容について、下記のとおり変更したいので、桜井市工場誘致条例第11条及び桜井市工場誘致条例施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

2 変更年月日

年 月 日

3 変更理由

年 月 日

(宛先)桜井市長

企業の名称
主たる事業所の所在地
代表者氏名

操業休止・廃止届

年 月 日付けで指定企業の指定を受けた工場等において、操業を休止又は廃止したので、桜井市工場誘致条例第11条及び桜井市工場誘致条例施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1

届出の区分

休止・廃止
- 2

休止・廃止年月日

年 月 日
- 3

休止・廃止理由
- 4

奨励金受領額

円
- (内訳)
- 年度分

円
- 年度分

円
- 年度分

円
- 年度分

円
- 年度分

円

第 号
年 月 日

様

桜井市長



指定・奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付けで指定企業の指定・奨励金の交付決定を行ったことについて、桜井市工場誘致条例第12条の規定により取り消したので、桜井市工場誘致条例施行規則第10条第1項の規定により通知します。

記

1 指 定 番 号 桜井市指定 第 号

2 理 由 桜井市工場誘致条例 第 条第 号に該当

(教示)

この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、桜井市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定に対する処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、桜井市を被告として(訴訟において桜井市を代表する者は桜井市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした後に処分取消しの訴えを提起する場合は、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内が出訴期間となります。

第 年 月 日 号

様

桜井市長



奨励金返還命令書

年 月 日付で【企業立地奨励金・賃貸施設設置奨励金・賃貸施設入居奨励金・埋蔵文化財発掘奨励金・雇用奨励金】の交付決定を取り消したので、桜井市工場誘致条例第12条第2項及び桜井市工場誘致条例施行規則第10条第2項の規定により、下記のとおり【企業立地奨励金・賃貸施設設置奨励金・賃貸施設入居奨励金・埋蔵文化財発掘奨励金・雇用奨励金】の返還を命じます。

記

1	指 定 番 号	桜井市指定 第	号	
2	奨励金返還額			円
	(内訳)	年度分		円
		年度分		円
		年度分		円
		年度分		円
		年度分		円
3	返 還 期 限	年 月 日		
4	理 由			

(教示)

この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、桜井市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定に対する処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、桜井市を被告として(訴訟において桜井市を代表する者は桜井市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした後に処分取消しの訴えを提起する場合は、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内が出訴期間となります。

年 月 日

(宛先)桜井市長

企業の名称

主たる事業所の所在地

代表者氏名

指定承継申請書

年 月 日付けで桜井市工場誘致条例第5条第1項の規定により指定された指定企業の地位を承継したいので、同条例第13条及び桜井市工場誘致条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 指 定 企 業

(1) 指 定 番 号 桜井市指定 第 号

(2) 名 称

2 承 継 年 月 日 年 月 日

3 理 由

第 号
年 月 日

様

桜井市長



指定承継承認通知書

年 月 日付け指定企業承継申請について、審査を行った結果、承継を承認しましたので、桜井市工場誘致条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

記

指 定 番 号 桜井市指定 第 号